



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月9日火曜日 第2485号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	513
解除予定保安林.....	(森林整備課) ...	514
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正.....	(建築住宅課) ...	514
土地改良区役員就退任の届出(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	514
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	515
<b>公 告</b>		
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(男女参画・県民協働課) ...	515
<b>雑 報</b>		
平成25年度行政書士試験の実施について.....	(私学文書課) ...	516

## 告 示

### ○愛媛県告示第806号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年7月9日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フジグラン北浜  
八幡浜市北浜一丁目1590-24 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎 英雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎 英雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年2月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,274平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
470台  
イ 駐輪場の収容台数

165台

ウ 荷さばき施設の面積

358平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

56.7立方メートル

#### (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時45分から午後11時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

#### 2 届出年月日

平成25年6月24日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

#### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第807号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町鬼原字橋河原乙12の3、乙12の4、乙12の6、乙12の7

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

○愛媛県告示第808号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成23年10月愛媛県告示第1252号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																			
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島事務所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>埼玉事務所</td> <td>埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所の所在地	省略		福島事務所	省略	埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福島事務所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所の所在地	省略		福島事務所	省略			省略	
名 称	事務所の所在地																				
省略																					
福島事務所	省略																				
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号																				
省略																					
名 称	事務所の所在地																				
省略																					
福島事務所	省略																				
省略																					

○愛媛県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 7月 9日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	吉 田 秋 盛	松山市東山町17番10号
"	黒 田 光 正	松山市松ノ木一丁目10番3号
"	山 本 恒 雄	松山市東山町18番9号
"	木 西 悦 徳	松山市高山町9番22号
"	重 松 清 信	松山市松ノ木一丁目10番36号
"	黒 田 房 利	松山市新浜町15番10号
"	高 山 浩 一	松山市梅津寺町乙56番地168
"	北 野 宏 之	松山市高浜町四丁目1533番地
"	森 茂 喜	松山市高浜町六丁目1681番地
"	舩 矢 成 一	松山市高浜町六丁目1691番地
"	黒 田 信 利	松山市石風呂町931番地
監 事	松 本 恵 生	松山市新浜町9番2号
"	坪 内 弘 行	松山市高浜町六丁目1609番地4
"	五 領 田 誠 志	松山市松ノ木一丁目9番26号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 稔	松山市新浜町10番46号
"	吉 田 秋 盛	松山市東山町17番10号
"	藤 田 博	松山市内浜町4番15号
"	黒 田 光 正	松山市松ノ木一丁目10番3号
"	石 崎 恵	松山市高浜町二丁目乙14番地198
"	黒 田 盛 秋	松山市石風呂町888番地
"	森 信 雄	松山市高浜町六丁目1684番地
"	高 山 浩 一	松山市梅津寺町乙56番地168
"	石 崎 元 数	松山市高浜町六丁目1688番地
"	木 西 悦 徳	松山市高山町9番22号
"	重 松 清 信	松山市松ノ木一丁目10番36号
監 事	松 本 恵 生	松山市新浜町9番2号
"	石 崎 義 典	松山市高浜町六丁目1742番地1
"	五 領 田 誠 志	松山市松ノ木一丁目9番26号

○愛媛県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市北条辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 7月 9日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 口 清 隆	松山市北条辻101番地 2
"	松 岡 仁志紀	松山市北条辻372番地
"	重 松 富 行	松山市北条辻399番地
"	高 橋 章	松山市北条辻185番地 1
"	井 上 修	松山市北条辻827番地 3
"	西 原 弘	松山市北条辻1126番地 2
"	西 原 強	松山市北条辻1173番地 9
"	篠 原 武 司	松山市北条辻77番地 1
"	安 居 昭 和	松山市北条辻593番地 1
"	和 田 富二雄	松山市北条辻264番地 6
"	室 岡 章	松山市北条辻425番地
監 事	松 岡 長 茂	松山市北条辻201番地
"	松 岡 俊 樹	松山市北条辻1231番地

退 任		
役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 口 清 隆	松山市北条辻101番地 2
"	松 岡 長 茂	松山市北条辻201番地
"	杉 田 一 雄	松山市北条辻398番地
"	井 上 修	松山市北条辻827番地 3
"	西 原 弘	松山市北条辻1126番地 2
"	松 岡 俊 樹	松山市北条辻1231番地
"	白 石 恭 三	松山市北条辻406番地 2
"	安 居 昭 和	松山市北条辻593番地 1
"	和 田 富二雄	松山市北条辻264番地 6
"	八 塚 俊 光	松山市北条辻1507番地
監 事	重 松 富 行	松山市北条辻399番地
"	西 原 強	松山市北条辻1173番地 9

○愛媛県告示第811号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 7月 9日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第18号 平成25年 6月28日	伊予市米湊字野中1206番 1、1206番 2	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡 代表取締役 亀 岡 英 文

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月24日	特定非営利活動法人日本女子野球協会	大 倉 孝 一	松山市大街道一丁目 5 番地 6	この法人は、野球を愛好する女性に対して、楽しく、目的を持ってプレー出来る環境作りを構築していく事業を行い、女子野球の振興に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月26日	特定非営利活動法人グループホームしいのみ	村 上 康 彦	松山市緑町 1 丁目 7 番地15	本法人は、高齢者や心身に障害のある人等の個性を大切にした福祉・介護保険事業の運営をはじめ、認知症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者や心身に障害のある人等が安心して暮らせ、人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

雑 報

○公 告

平成25年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成25年 7月 9日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成25年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成25年 8月 5日（月）から 9月 6日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9月6日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所についてはオを御覧ください。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成25年 8月 5日（月）から 8月30日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの手紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。（8月30日必着のこと）

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター

あて先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局 留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成25年 8月 5日（月）から 9月 6日（金）まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成25年 8月 5日（月）午前9時から 9月 3日（火）午後5時まで

この出願システムは、9月3日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（9月3日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター  
電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で試験中の特例措置（車椅子の使用、点字受験など）を希望される方は、事前に申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

## 6 合格発表の日時及び方法

## (1) 日時

平成26年 1月27日(月) 午前 9時

## (2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

## 別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時 30分から
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時 15分まで
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時 から午後 5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。